

# 台風第 21 号による暴風被害等からの復旧・復興に向けた支援

平成 30 年 9 月 28 日

## 平成 30 年台風第 21 号に関する関係閣僚会議

先般の台風第 21 号により発生した暴風被害等については、これまで、関西地域を中心とした被災地域における停電からの復旧のほか、高潮・高波による浸水被害を受けた関西国際空港の早期復旧のための対応や、タンカーが衝突して損傷した同空港の連絡橋について、鉄道の復旧による運行再開等を迅速に進めてきた。また、被災地で観光客数が減少したことから、風評被害の払しょくへ向けたキャンペーンの実施などを後押ししてきた。また、9 月 21 日には「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」を開催し、最近の災害に鑑み、重要インフラの機能確保について、全国で緊急点検を実施し、本年 11 月末を目途に、対応方策をとりまとめることとした。

今回、政府として、当該台風による被害等からの復旧・復興に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、予備費や補正予算等を活用し随時対応を進めていく。関西国際空港の 1 日も早い本格運用の実現へ向けた支援や連絡橋の完全復旧を目指した作業の支援を行うほか、観光需要の早期復旧に向けて、非常時の外国人対応を抜本的に改善するとともに、外国人訪日客をはじめとした旅行者へのプロモーションの実施を積極的に支援し、風評被害の払しょくへ向けた取組を思い切って進めていく。さらには、激甚災害の早期指定や港湾施設等の早期機能回復といった被災地の迅速な復旧に向けた支援を実施するとともに、被災者の生活の再建や、中小企業等や農林漁業者の生業の再建に向けた施策を遅滞なく講じていく。

政府としては、引き続き、被災自治体等とともに、一日も早い被災地の応急復旧、観光業の復興、被災者の生活・生業の再建に向けて、関係機関が一体となって全力を尽くしていく。

### 1. 関西国際空港の早期復旧

関西国際空港については、国による積極的な技術的支援等により、被災前の受入機能が確保される本格運用を 1 日も早く実現するとともに、空港機能が極力維持されるよう可能な対策を講じる取組を推進する。さらに、今回の被害を踏まえて、同空港を含め沿岸部に位置する空港における災害

対策を検証・検討する。

タンカー船が衝突した関西国際空港連絡橋については、被災後の迅速な通行確保、損傷した橋桁の撤去を実施した。国として関係者間の連携に努め、海上での作業を予定している来年春頃の天候が安定し、作業に支障が生じなければ、来年のゴールデンウィークまでに完全復旧することを目標に、作業について支援を行う。

また、同連絡橋については、上り線を用いた対面通行を実施しており、通行可能な容量が限られていることから、交通状況を把握し、関係機関が連携しつつ、交通量抑制等に向けた交通マネジメントを実施していく。

空港アクセス鉄道については、今回の被害を踏まえて、災害に強い鉄道の構築に向けた防災対策を検討する。

## **2. 観光需要の早期復旧と西日本製品の販路開拓に向けた支援**

先般の台風第21号においては、関西国際空港に多数の空港利用客等が取り残される中、特に外国人旅行者に対する情報提供が不十分であったことにより、日本における災害時の対応を不安視する声も挙がってきているところである。

このような状況を踏まえ、災害等の非常時においても外国人旅行者が安心して日本を旅行できるよう、「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成30年9月28日観光戦略実行推進会議決定）に基づき、コールセンターやアプリ機能の強化、鉄道・空港施設における多言語対応の強化など情報提供体制を抜本的に強化する。

あわせて、こうした情報提供体制の強化を世界に発信する観点からも、SNSやメディア等を通じ、西日本地域の観光地としての魅力と正確な被災地情報を発信するとともに、航空会社・旅行会社による割引商品販売のプロモーション支援を行う。

また、既存予算を活用し、JETROや中小機構等の関係機関と連携して、国内外の量販店（ショッピングモール、コンビニ含む）・ECサイト等の協力を得て、西日本フェアなどを実施するほか、国内外で行われる展示会・見本市等）における西日本製品PR、西日本にバイヤーを招聘した商談会の開催など、被災地企業・製品の販路拡大を図る。また、展示会・見本市や商談会等において、地域の復旧が進んでいることをPRするセミナーなどを実施する。このほか、新輸出大国コンソーシアムの専門家による被災地企業の輸出の取組をサポートする。

### **3. 被災地の迅速な復旧に向けた支援**

#### (1) 激甚災害の早期指定

台風第 19、20、21 号の暴風雨等による一連の災害については、激甚災害として、公共土木施設、農地等の災害復旧事業等について、和歌山県の古座川町、白浜町、新宮市及び高野町、奈良県野迫川村及び上北山村、大阪府豊能町、長野県大鹿村、並びに新潟県粟島浦村の 9 市町村を対象として、指定する見込みであり、早期の指定に向けた手続きを行う。

#### (2) 公共土木施設等の災害復旧事業の迅速化

公共土木施設等について、机上査定限度額の引上げ、設計図書の簡素化による災害査定の効率化を行い、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するなど、順次、災害復旧事業を迅速に進める。さらに、学校、医療施設や社会福祉施設等の災害復旧事業についても迅速に進める。

#### (3) 港湾施設等の早期機能回復

国際貿易上重要な港湾である神戸港をはじめ、被害を受けた港湾施設等の復旧を迅速に進め、早期の港湾機能回復を図る。あわせて、暴風・高潮・高波等により被災した灯台、灯浮標、信号所等の航路標識の復旧整備等により、船舶交通等の安全確保を早急に実施する。さらに、コンテナターミナル等の稼働状況に応じ、港湾関連企業に適切に情報提供するとともに、港湾施設利用について、柔軟な対応を図る。

#### (4) 電柱倒壊への対応

大阪府を中心に 1,000 本以上の電柱の倒壊、折損が発生したが、電線管理者による倒壊電柱の撤去・復旧に時間を要し、大規模な停電や通行止めが発生した。これを受け、道路管理者が道路啓開等に協力し、迅速な復旧に向けた支援を実施した。道路の閉塞や住宅等への直接的な被害等を防止する観点から、台風や地震等の災害の影響を受けにくく、電力・通信の安定供給に有効な無電柱化について、関係者と連携し、市街地等において推進していく。

また、停電の復旧が約 2 週間を要したことを踏まえ、停電復旧の迅速化（他省庁・自治体との連携、電力会社同士の広域支援等）や被災者に寄り添った情報発信の在り方について、速やかに検証を行い、今後の災害時の対応に反映させる。

#### (5) 廃棄物、がれきの処理

今般の災害によって生じた廃棄物、がれきの収集・運搬・処分、被災した廃棄物処理施設の復旧を行う市町村等に対して的確に財政支援を行う。これと併せて、被害の大きい地区での技術支援などにより、廃棄物、がれきの迅速な撤去を図る。

### **4. 生活・生業の再建に向けた支援**

#### (1) 被災者の生活の再建に向けた支援

被災地における児童生徒等の心のケアや修学・学習等の支援を行う。

また、被災者が住宅を建設・購入又は補修をする場合、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を活用し、低利の融資を実施する。

#### (2) 中小企業・小規模事業者への支援

災害による建物・設備等の直接的な被害に加えて、宿泊キャンセルをはじめとする風評被害が生じていることなどを踏まえ、特に事業継続に悪影響が及ぶ小規模事業者が販路開拓に取り組み、事業再建を目指せるよう、設備導入、店舗改装から広告宣伝までを幅広く支援する措置を、被災自治体と連携して緊急的に実施する。また、地域の商業・サービス業の顔である商店街についても、集客イベントの開催等を支援する。

加えて、自治体からの要請に応じ、一般保証とは別枠での100%保証を行うセーフティネット保証4号を実施する。また、個別の事業者等が行う販路開拓等の取組（風評被害対策、地域コンテンツのブランディング・マーケティング等）について、事業者等の抱える課題に寄り添った相談対応や専門家派遣を拡充する。

このほか、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に生じている影響を最小限とするため、下請事業者に一方的に負担を押しつけることのないよう、また、下請事業者が事業継続に当たってできる限り従来の取引関係を継続するよう、親事業者へ要請を行う。

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出許可又は承認証、輸入承認等の紛失者への再交付や、有効期間内に許可証等の有効期限の延長申請ができなかった場合であっても、その延長申請を受理する等の措置を実施する。

重要インフラや中小企業等の事業者が災害に対応できるよう、自家用発電設備の設置やタンクの大型化への支援や自家用発電設備を備えた「住民拠点SS」の整備、燃料供給インフラの強靱化などを実施する。

### (3) 農林漁業者への支援

今般の台風により、多大な被害の生じた果樹農業をはじめとする農林漁業者の方々が営農等の意欲を失わず、一日も早い経営再建ができるよう、被害を受けた農地・農業用施設、森林関係施設、漁港施設等の農林漁業関係施設の早期復旧を支援する。

被災した山林の早期復旧及び山地災害の発生の危険性が高い地区の事前防災・減災対策に向けた治山施設や森林の整備、被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備などの林野関係の支援を行う。

酪農等の畜産への対策として、乳房炎対策、畜舎の補改修、家畜導入及び不足する粗飼料の購入等を支援する。

共同集出荷施設、農業用ハウス・機械等の再建を支援するとともに、被害果樹の植替えや植替えに係る収益の無い期間に要する肥料代・農薬代等の経費、被害果実の利用促進に必要な経費を支援する。また、被災に伴い追加的に必要となる農薬・肥料、種子・種苗の購入、被災していない他の集出荷施設へ農産物を輸送する経費等を支援する。

漁港施設等の復旧と併せて、背後の水産関連施設等が被災した地域における高潮・高波対策の支援を行う。

被災農林漁業者等の災害関連資金を措置するとともに、農業共済金等の早期支払を実施するなど、きめ細かく、被災農林漁業者に寄り添って支援を行う。